

# 大牟田市入札心得（物品等）

令和3年4月1日改正

この入札心得は、大牟田市が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものです。

この内容を十分承知の上、入札に参加してください。

## 1 法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）並びにこの入札心得、指名競争入札通知書、仕様書、説明書等及びその他の法令等を遵守しなければなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に関し、入札執行担当者の指示に従い、円滑な入札に協力しなければなりません。また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避け、入札参加者としての節度ある態度を保持しなければなりません。

## 2 説明会について

原則として入札説明会は行いません。入札参加者は、当該物品等の仕様書及び説明書等を熟覧の上、入札しなければなりません。

## 3 質疑回答について

入札参加者は、当該物品等の仕様書、説明書等及びその他において質疑のある場合は、定められた日までに文書により契約検査室契約担当者に質問することができます。質疑があった場合にのみ、当該入札参加者全員（当該入札を辞退した者を除く。）に回答します。

## 4 同等品での見積りについて

見積依頼書又は仕様書で例示した商品を、他のメーカーの同等品で見積る場合は、次の点にご留意ください。

- ①例示した商品の表示価格の85%以上の価格の商品で見積ってください。
- ②例示品と全く同じ商品であることがメーカーの証明等で確認できる場合は、例示品の表示価格の85%未満であっても、その商品で見積ることができます。
- ③組物（書庫の上下とベース、応接セット等）の商品を合計見積りとした場合は、それぞれの額ではなくその合計額が85%以上であるかどうかで判断します。
- ④価格表示のある商品を例示した場合は、オープン価格商品では見積れません。

- ⑤オープン価格の商品を例示した場合は、同等品の表示価格は問いません。
- ⑥同じメーカーの他の商品で見積る場合は、例示品の表示価格以上の商品で、かつ主要な性能・規格が同等以上の商品で見積もってください。
- ⑦例示品が廃番商品となっていた場合は、その後継機種的主要な性能・規格が同等以上であれば、例示品の表示価格未満であっても、その商品で見積ることができます。
- ⑧例示品を示さないで、仕様・規格のみで見積りを依頼した場合は、見積る商品の表示価格は問いません。その場合、見積書にはメーカー名・型番と「仕様書どおりで納品」と記載してください。また、製作する場合は、「仕様書どおりで製作」と記載してください。
- ⑨例示品どおりの仕様で製作して納品することも可能です。  
その場合も、見積書には「仕様書どおりで製作」と記載し、製作者による品番の付番と定価証明が必要です。
- ※ ⑧及び⑨において製作する場合、受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関して要した費用及び一切の責任を負うものとします。
- ⑩同等品の見積りについて、別途指示する場合があります。（例えば、表示価格があってもオープン価格の取り扱いとする。規格に幅を持たせる。複数物品を例示する。）

## 5 入札保証金について

- (1) 入札参加者は、入札執行前に、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければなりません。ただし、大牟田市契約規則第14条の2の規定により入札保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。）は、この限りではありません。
- (2) 入札参加者は、前号ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証書を提出しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、第1号本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等による保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後、又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときに還付します。
- (5) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。
- (6) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属します。
- (7) 入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

## 6 入札の辞退について

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができますので、入札を辞退するときは、次により申し出てください。
  - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を原則として入札日の前日までに、契約検査室契約担当者に直接又はファックスにより提出してください。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出してください。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等において不利益な取扱いを受けることはありません。

## 7 入札の方法について

- (1) 入札参加者は、指名競争入札通知書により指定した入札の日時及び場所を厳守し、本市様式による入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投入してください。  
なお、印鑑を必ず持参してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（総価契約において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札参加者は、代理人をもって入札させる場合は、入札執行前に入札参加者の委任状を提出してください。この場合、入札書には委任者と代理人の氏名を併記し、代理人の印鑑を押印の上、入札してください。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- (5) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできません。

## 8 入札書の書換え等の禁止について

入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、いかなる場合であっても、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立てをすることができません。

## 9 公正な入札の確保について

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示し

てはいけません。

## 10 入札の取りやめ等について

- (1) 入札の辞退等により入札参加者が1人となったときは、入札執行を取りやめます。
- (2) 天災地変その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 11 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札。ただし、納付を免除された場合を除きます。
- (4) 記名押印を欠く入札書による入札
- (5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (6) 入札書の金額が明らかに錯誤と認められる入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書による入札。ただし、錯誤等によりそのかしが比較的に軽微なもので、入札参加者の意思が察知されるものは除きます。
- (8) 明らかに連合その他不正の行為があったと認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者を代理している者のした入札
- (10) 仕様書等を添付することとされた入札にあつては、当該仕様書等が入札執行担当者の審査の結果採用されなかった入札
- (11) 特定商品等と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

## 12 落札者の決定について

- (1) 落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札の最低価格が予定価格より著しく低い場合は、落札者としなないことがあります。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 前号の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに

代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。

### 1 3 再度入札について

- (1) 開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。なお、再度入札の結果においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最高又は最低の価格を提示した入札参加者と随意契約を締結するか、又は指名替えを行い再度の入札を行います。
- (2) 再度入札に参加できる者は、1 回目の入札に参加した者とし、ただし、無効の入札をした者を除きます。

### 1 4 契約保証金等について

- (1) 落札者は、契約書を作成する場合には、記名押印した契約書の提出と同時に（当該入札に係る契約の締結が市議会の議決を要するものである場合は、当該契約の議決後速やかに）、契約書を作成しない場合には落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければなりません。ただし、大牟田市契約規則第23条の2の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。）は、この限りではありません。
- (2) 5の第2号の規定は、前号ただし書の場合について準用します。
- (3) 5の第3号の規定は、第1号の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用します。
- (4) 5の第5号の規定は、契約保証金の納付について準用します。

### 1 5 入札保証金等の充当について

落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができるものとします。

### 1 6 契約の締結について

- (1) 落札者は、落札の決定の翌日から起算して7日以内に契約書に記名押印し、提出しなければなりません。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、その期間を延長することができます。
- (2) 落札者が前号に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失います。

### 1 7 誓約書の提出について

契約締結時には、本市に暴力団排除に関する条項等を認識・了承した旨の誓約書の提出が必要です。

## 18 談合等の不正行為に対する違約金について

契約に関して次のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約の相手方に対して、当該不正行為を行ったことにより大牟田市に生じた損害の賠償として、契約金額の100分の20に相当する額の支払を求めます。

- (1) 公正取引委員会が、落札者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為（落札者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法49条に規定する排除命令を行い、かつ、当該排除命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、落札者に独占禁止法違反があったとして同法62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 落札者又は落札者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

## 19 異議の申立て等について

- (1) 入札参加者は、10の規定による入札の取りやめ等の決定に関して異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札参加者は、入札後、仕様書及び説明書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

問い合わせ先	大牟田市企画総務部契約検査室契約担当	
	住所	〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
	連絡先	TEL 0944-41-2590 FAX 0944-41-2591